

鳥取県体験型観光コンテンツ造成支援事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (補助事業実施の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先にメール、郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメール、郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先へメール、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※補助交付要綱に定める実績報告書を提出いただいた後、完了検査で適正に実施したことを確認したのち、「額の確定通知書」をお送りします。この確定通知書をもって、振込口座等を記載した口座振込依頼書をご提出ください。県が口座振込依頼書を受領してから、2週間程度でご指定口座にお支払いします。

資料提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部観光交流局観光戦略課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

【星取県】0857 - 26 - 7271

【その他】0857-26-7421 kankou@pref.tottori.jp